

議案第65号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
次のとおり三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する
ことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議
会の議決を求める。

平成18年6月9日

三朝町長 吉田秀光

平成18年6月16日 原案可決
三朝町議会議長 牧田武文

三朝町条例第 号

三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年三朝町条例第2
1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた
部分に改める。

改 正 後

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階 級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
	円	円	円	円	円	円
団 長	189,000	294,000	409,000	544,000	729,000	929,000
副 団 長	179,000	279,000	379,000	484,000	659,000	859,000
分 団 長	169,000	268,000	363,000	463,000	609,000	799,000
副分団長	164,000	253,000	338,000	428,000	574,000	759,000
部長及び班長	154,000	233,000	308,000	388,000	514,000	684,000
団 員	144,000	214,000	284,000	359,000	469,000	639,000

改 正 前

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階 級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
	円	円	円	円	円	円
団 長	189,000	294,000	409,000	544,000	729,000	929,000
副 団 長	179,000	279,000	379,000	484,000	659,000	859,000
分 団 長	169,000	266,000	361,000	461,000	609,000	799,000
副分団長	164,000	251,000	336,000	426,000	574,000	759,000
部長及び班長	154,000	231,000	306,000	386,000	514,000	684,000
団 員	144,000	214,000	284,000	359,000	469,000	639,000

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成18年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 平成18年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の三朝町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。